

既存配置販売従事者の資質向上研修実施要領

一般社団法人 群馬県医薬品配置協会
会長 井波 銀三

1. 目的

この実施要領は、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬品局総務課長通知に基づき、既存配置販売業者から委託を受けて群馬県医薬品配置協会（以下、群馬配協という。）が実施する「一定水準の講習、研修等について」、方法を定めるものとする。

（また、既存配置販売従事者の研修と新配置販売従事者の研修を併せて実施しなければならない場合にも対応させることとし、平成24年3月26日付け薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知にも適合させるものとする。）

2. 研修の対象者

研修の受講対象者は、受講を希望する既存配置販売業者の下で従事するすべての配置員とする。研修を委託する配置販売業者は、群馬配協に別紙1の委託申請書を提出するものとする。

3. 研修の内容

全国配置薬協会が作成する「全国統一研修テキスト」を教材とし、研修は別紙2-2の研修科目について行う。

4. 研修の時間数

時間数は毎年定期的かつ継続的に30時間以上の研修を行う。

5. 研修の実施方法

研修は、講義（座学）形式と通信講座を組み合わせで行う。

組み合わせ研修の実施方法は、別紙2に基づき行うものとし、研修科目の組み合わせ内容は別紙2-2を基本とする。

6. 実施機関の責務

群馬配協は、既存配置販売従事者の資質向上のため、研修の専門性・客観性・透明性を確保するものとする。

7.研修の専門性の確保

研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者であること。

8. 研修の客観性の確保

群馬配協は、研修の客観性を確保するため、研修を実施するときは、あらかじめ、教育・学術等の関係者及び消費者等の参画する別紙3の研修運営委員会を開催し、研修の運営、形式、内容、時間数、修了証の交付等について検討するものとする。

9. 研修の透明性の確保

群馬配協は、研修の実実施計画、実績等の情報をホームページ等で公表し、当該研修の受講を希望する者は原則としてすべて受講できるように配慮するなど透明性を確保する。

10. 研修修了証の交付等

群馬配協は、受講者の受講状況を確認し、試験の実施などにより受講者の評価を行い、別紙4の研修修了証を交付するとともに、研修受講者の氏名、研修内容、研修修了の有無等を適切に記録・保管すること。

また、研修を委託した配置販売業者は、受講者が研修を受けたことを修了証等で確認すること。
なお、研修修了証の交付を受けた者は研修修了証を携帯するものとする。

11. 研修受講の促進

群馬配協は、研修を実施する前に、群馬県薬務主管課に対して、協会会員外の配置販売業者に対して当該研修の受講を指導されるよう依頼するものとする。

12. 研修の届出等

群馬配協は、実施する研修の概要についてあらかじめ群馬県薬務主管課に届け出ること。
また、研修終了後、受講者氏名をホームページ等で公表するとともに県薬務主管課に届け出ること。

群馬配協 ホームページアドレス <http://www.g-okigusuri.or.jp/>